

2009年10月1日

関西大学法科大学院 法と社会2「法とメディア」第2回

メディアと名誉・プライバシー（その1）

弁護士・弁理士 近藤 剛 史

tsuyoshi@kondolaw.jp

I. 名誉に関する法的保護

1 社会的名誉

「民法 703 条にいう名誉とは、人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価、すなわち社会的名誉を指すものであって、人が自己自身の人格的価値について有する主観的な評価、すなわち名誉感情は含まれないものと解すべきである」（最判昭和 45 年 12 月 18 日、民集 24 卷 13 号 215 頁）

2 虚名の保護

社会が人に与える評価は、人が客観的に有する真実の価値、いわゆる内部的名誉と一致するとは限らないが、法は、実のそわない名聞という虚名をも保護している。なぜなら、虚名であるとして名誉が否定されるならば覆される当人の生活に大きな影響を与えるだけでなく、社会的安定を害する危険性があるから。

犯罪者であっても、その者が犯した罪と直接関係のない人格の評価に関しては、名誉が認められる。

3 判例理論

- ・ 最判昭和 41 年 6 月 23 日（民集 20 卷 5 号 1118 頁）

名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関することにかかり、もっぱら公益を図る目的に出た場合においては、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、その行為は違法性を欠いて、不法行為にはならないものと解すべきである。

- ・ 最判昭和 44 年 6 月 25 日（刑集 23 卷 7 号 975 頁）

「夕刊和歌山時事」による名誉毀損罪の成立が争われた事件につき、最高裁は、「刑法 230 条の 2 の規定は、人格権としての個人の名誉の保護と、憲法 21 条による正当な言論の保障との調和を図ったものというべきであり、これら両者間の調和と均衡を考慮するならば、たとえ刑法 230 条の 2 第 1 項にいう事実が真実であるとの証明がない場合でも、行為者がその事実を真実であると誤信し、その誤信したことについて、確実な資料、証拠に照らし相当の理由があるときは、犯罪の故意がなく、名誉毀損の罪は成立しないものと解するものが相当である」とした。

II. プライバシーに関する法的保護

1 米国

「ひとりでほっておいてもらう権利」(Right to be let alone) (1890年ウォーレン、ブランドアイズ著「プライバシーの権利」)

2 日本

- ・小説「宴のあと」事件 (東京地裁昭和39年9月28日、判時385号12頁)

元外務大臣がプライバシー侵害を理由に、謝罪広告および損害賠償を請求する訴訟を提起した事件 (80万円の損害賠償を認容)。

「私生活をみだりに公開されないという法的保障ないし権利」と定義し、法的救済を与えるための要件を次の3つであるとした。

- ① 私生活上の事実、または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることから
- ② 一般人の感受性を基準にして、当該私人の立場に立った場合、公開を欲しないであると認められることがら
- ③ 一般の人々に、まだ知られていないことがら

→ プライバシーという表現は用いていないが、「前科及び犯罪経歴は、人の名誉信用に直接かかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」と判示しており、ここにいうみだりに公開されない法律上の利益は、従来の名誉・信用の法概念とは別個の法律上の利益であり、少なくともプライバシーの一部を不法行為法の保護法益として容認したものとと言える。

3 現代のプライバシー概念

「ことに社会がコンピュータ時代に入り、そこに収集される自己に関する情報について、個人がどのような権利をもち得るかがプライバシー保護の主要な関心事となり、アメリカをはじめとする諸外国でプライバシー保護立法が制定されつつある現在であれば、プライバシーの権利は、「ひとりにしておいてもらう権利」という消極的定義にとどまらず、同時に、「自己に関する情報の流れをコントロールする権利」という積極的な定義を必要とすると解されている」(竹田稔「名誉・プライバシー侵害に関する民事責任の研究」5頁)

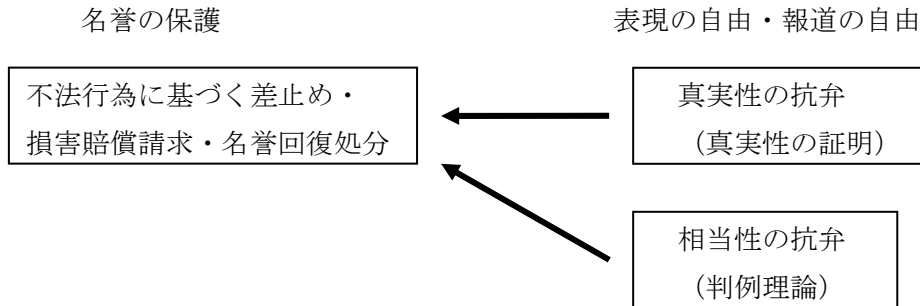
4 社会的評価との関係

私生活などをみだりに公開されないという点に重点を置き、社会的評価の低下があったか否かは問われない。

5 各法令におけるプライバシー保護

信書開披罪、秘密漏泄罪、住居侵入罪、軽犯罪法違反、郵便法、電気通信事業法、ストーカー行為規制法、個人情報保護法 etc.

Ⅲ. 犯罪報道と名誉毀損



1 犯罪報道

報道機関が読者に情報を提供する目的で行う報道は、通常公共の利益をかかると認められ、犯罪に関する報道は、社会一般の多数人の利害に関する事実すなわち公共の利害に関する事実の報道であるから、真実証明の理論又は相当性の理論によって、報道した事実が真実と証明されるか、証明されなくとも報道機関において真実と信ずるにつき相当の理由があれば、名誉毀損の違法性が阻却される。

2 報道の取材源による分類

1) 捜査当局の公表に基づく報道

職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないよう注意すべき義務があり（刑訴法 196 条）、真犯人であることを裏付ける特段の証拠もないのに真犯人と速断して断定的な公表をした場合には、捜査当局は名誉毀損による不法行為責任を負うが、報道機関は、捜査当局の公表という理由だけで当然に免責されるのか。

（責任否定）

・大阪地判昭和 55 年 7 月 18 日（判時 987 号 84 頁）

捜査担当の刑事課長という信頼すべき責任者からの公式発表とメモという確実な資料に基づき、その発表のまま報道したものであるから、本件各報道をするについて真実と信ずるにつき相当の理由がある。

・神戸地判昭和 55 年 9 月 16 日（判時 1008 号 176 頁）

本件記事は、捜査担当の巡査が上司の指示に基づいて発表した信頼度の高い情報に基づくものであり、新聞報道の迅速性、事実探知能力の限界、被疑者が逮捕され直接取材不能等の事情を考慮すると、取材記者が真実と誤信したにつき相当の理由がある。

・新潟地裁高田支部昭和 56 年 4 月 23 日（判時 1020 号 111 頁）

本件各記事は、県警本部長の公式発表に基づき各社が捜査担当者および右発表により被害者とされた者に対する裏付取材をしたうえで掲載されたものであり、大筋において真実と合致し、その余の部分については真実と信ずるにつき相当の理由がある。

（責任肯定）

- ・東京地判昭和 48 年 9 月 12 日（判時 742 号 80 頁）

取材記者は、警察署から余罪取調中であるが、一部の点については公表できないといわれ、被害者の所属プロダクションも被害事実を否定しているのに本件記事を作成したものであって、他の新聞記事に同種の記事が見受けられたとしても相当事由があるとはいえない。

- ・最高裁昭和 49 年 3 月 29 日

捜査機関の広報担当者が発表した被疑事件の事実について、取材記者および編集者がこれを被疑事実としてではなく客観的眞実であるかのように報道したことにより他人の名誉を毀損したときは、相当事由ありと言えない。

- ・大阪地判昭和 50 年 9 月 19 日

客観的に判明していた事実を超えて確たる根拠もなしに貴社ないしはデスクの憶測を大胆にあらわにしたもので、これにより読者は原告がゲリラの背後にあって事件を画策し指示した者と理解することになり、原告の名誉を毀損する違法な行為である。

2) 捜査当局からの非公式な取材に基づく報道

- ・最高裁昭和 47 年 11 月 16 日（民集 26 卷 9 号 1633 号）

捜査当局において未だ家族の事情聴取もすんでおらず、事故死の可能性もあり、未だ公の発表をしていない段階において、家族が殺害したような印象を読者に与える記事を掲載する以上、家族を再度たずねて取材するなどさらに慎重に裏付け取材すべきであった。

- ・長崎地判昭和 52 年 3 月 18 日

新聞社は取材記者が刑事課長から事件送致を確認し、送致事件の大半が通常犯罪を肯定されていることから犯罪として報道した旨主張するが、送致されたことが当該捜査事件を肯定する裏付けとなるものでなく、送致された被疑事実が眞実であることとの因果関係もない。送致という事実だけで被疑事実を眞実と判断し犯罪の成立を肯定するのは、大衆に眞実を報道する担い手としては余りに軽率な態度といわざるを得ない。

- ・大阪地判昭和 54 年 9 月 29 日（判時 956 号 86 号）

本件各見出し、記事内容は独立して個々のに観察する限り眞実に反する報道ではないが、総合的にみると X 自身が赤軍組織の背後にあって自己の公文書偽造容疑で捜索を受けた印象を与えるもので赤軍コマンド国外送り出し組織と X とのかかわりについて立証がない以上眞実と信ずるについて相当の理由があったものということとはできない。

3) 報道機関の独自取材に基づく報道

- ・大阪地判昭和 47 年 2 月 10 日（判時 679 号 47 頁）

本件記事は、X1 会社と利害の対立する情報提供者からの不確実な情報からの憶測により、X1、X2 社長らに対する裏付け取材も行わないまま記事内容を誇張し興味本位に

見出しをつけて作成されたものであり、取材記者、整理部担当者が真実と信じていたとしても、これを相当とする事情が認められない。

・名古屋地判昭和 56 年 2 月 23 日（判時 1020 号 83 頁）

本件記事は、事件関係者某の指摘通報を契機に取材を開始したものであるが、事件は告訴の取下げないし不起訴処分終了し、捜査当局の公式発表もなかったから、とくに慎重な裏付け取材を必要とし、反対当事者である P に対する取材は必要不可欠であったのに、これを行わなかったことは、真実であると信ずるについて相当の理由があったとはいえない。

3 刑事事件の進行状況による分類

犯罪の嫌疑発生から、①捜査着手前、②任意捜査、③強制捜査、④起訴、⑤判決言渡、⑥判決確定の各段階があるが、報道機関がどの段階で容疑者の氏名を明らかにして報道しても、一般的に、公益目的が認められる以上、真実証明又は相当性の証明ができるかどうかによって責任の有無が決められる。

1) 捜査段階での報道

現在の犯罪報道は、捜査段階での報道に集中して行われ、かつ、情報源が捜査機関からの情報に過度に依拠している実情がある。

犯人視報道を避けるために、「匿名報道」が行われる場合もある。

Q 起訴前弁護を担当する弁護士において、被疑者側の情報を積極的にマスメディアに伝えるべきかどうか？

2) 公判段階での報道

・東京高判平成 7 年 7 月 10 日（判タ 903 号 159 頁）

「犯罪事実の存否については、国家刑罰権の行使のため、慎重な手続により、いわゆる厳格な証明によってこれを確定する公的制度として刑事裁判制度が存し、有罪判決は特に高度の心証に基づいてされることが要請されている。このような刑事裁判制度の性格に照らせば、報道された犯罪につき有罪判決が言い渡された場合には、右判決の確定を待つことなく、報道機関においてその内容が真実であると信ずるにつき相当な理由があったことが推定される」として、新聞掲載後に有罪判決があったことにより、相当の理由の存在が推定されるとした。

Q 相当性判断の基準時から考えて、問題ないだろうか？

・東京高判平成 7 年 11 月 27 日（判タ 918 号 166 頁）

「名誉毀損の成否判断の基準時は右各記事が道新スポーツに掲載された昭和 63 年 10 月 21 日ないし同月 22 日であるから、右各記事内容の真実性の証明も概ね右当時において存在した資料に基づきなされたものであることを要するものとしなければ首尾一貫しないところ、、銃撃事件について右有罪判決は同年 11 月に起訴されて後、平成 6 年 2 月に結審するまで 5 年余りにわたる審理を経て収集された証拠に基づき下されていることが認められるものであるから、右有罪判決の存在をもってしても

右各記事掲載当時においてその真実性の証明がなされたことにはならない。」「実質的にみても、人の名誉はその時々における名誉の保護が図られてしかるべきであり、本件記事が掲載された時点において、Xの名誉は各記事により事件の犯人であるとの印象を社会に与えられることから保護されていたというべきである」

・最高裁平成9年5月27日（判時1604号67頁）

「新聞の発行によって名誉毀損による損害が生じた後に被害者が有罪判決を受けたとしても、これによって新聞発行の時点において被害者の客観的な社会的評価が低下したという事実自体に消長を来すわけではない」から「既に生じている名誉毀損による損害賠償請求権を消滅させるものではない。」しかし、「名誉毀損による損害が生じた後に被害者が有罪判決を受けたという事実を斟酌して慰謝料の額を算定することは許される」

もっとも、傍論において「当該記事が摘示した事実と有罪判決の理由とされた事実との間に同一性がある場合に、被害者が有罪判決を受けたという事実を、名誉毀損行為の違法性又は行為者の故意もしくは過失を否定するための事情として斟酌することができるかどうかは別問題である」としている。

3) 第一審有罪判決言渡後の論評

・東京地判平成5年7月23日（判タ840号167頁）

「社会的評価を低下させたか否かは、名誉を毀損されたとする当時の当該人物の享受していたそれを基準とすることはいうまでもない。したがって、ある事実につき逮捕され、有罪判決が出た場合には、それぞれそれに相応した評価を受けるのはやむを得ないが、それを超えて有罪判決が未だ確定していないのに犯人であることを前提とした社会的評価、あるいは逮捕被疑事実や有罪判決中の罪となるべき事実とは無関係な点についての負の社会的評価に甘んじなければならぬといわれない」

Q 起訴事件の99%以上が有罪となっており、控訴審において逆転無罪となることが稀な刑事司法の現状において、「まだ犯人と決まったわけではない」という社会的評価が現実問題として認められるであろうか？

・最高裁平成11年10月26日（判時1692号59頁）

刑法学者の記事につき、原審（東京高判平成8年10月30日）は、被告人は無罪の推定を受けており、控訴審で争われていることを知っていた以上、真実と信じるにつき相当な理由があるとは言えないとしたが、最高裁は、「刑事事件第一審の判決において罪となるべき事実として示された犯罪事実、量刑の理由として示された量刑に関する事実その他判決理由中において認定された事実について、行為者が右資料として右認定事実と同一性のある事実を真実と信じて指摘した場合には、右判決の認定に疑いを入れるべき特段の事情のない限り、後に控訴審においてこれと異なる認定判断がなされたとしても、指摘した事実を真実と信じるについて相当な理由があるというべきである。けだし、刑事判決の理由中に認定された事実、刑事裁

判における慎重な手続に基づき、裁判官が証拠によって心証を得た事実であるから、行為者が右事実には確実な資料、根拠があるものと受け止め、指摘した事実を真実と信じたとしても無理からぬものがあるといえるからである」と判示した。

4) 第一審無罪判決言渡後の論評

- ・大阪地判平成4年7月24日（判時1440号113頁）

本件記事は一般読者に対し本来有罪であるべきXが誤って無罪になったとの印象を抱かせるものであるとしてXの名誉が毀損されたと認定した上で、主要な点において真実であることは論告要旨、弁論要旨、判決謄本から明らかであるとして違法性阻却事由の存在を認め、Xの請求を棄却した。

5) 無罪判決後の報道

- ・青森地判平成5年2月16日（判時1482号144頁）

「右無罪判決の事実認定を覆すに足りる証拠が存在することや被告において原告が現住建造物放火・詐欺事件の犯人であるとの新たな資料を入手したことを認めるに足りる証拠はないから、右談話部分（原告が事件の犯人であること）について真実性の証明ないし被告において真実と信ずるについて相当の理由があったということとはできない。」

- ・水戸地判平成元年10月27日（判時1327号34頁）

「裁判所の実事認定といえども当該手続において審理された証拠に基づく一定の評価に過ぎないのであって、確定判決の認定した事実が必ずしも客観的真実と一致するとは限らないことは多言を要しないところであるから、確定判決により認定された事実と異なる事実と摘示して名誉を毀損したからといって、直ちにこれが真実ではないとはいえないし、真実と信じるについて相当な理由がないともいえない。」

IV. 表現の自由とプライバシーの保護

1 いわゆるモデル小説

(1) 裁判例

- ・東京地判昭和62年11月20日（判時1258号22頁）

被告が陪審員をしていた経験に基づきノンフィクション小説「逆転」を書いた事件につき、「その著作物の目的、性格等に照らした実名仕様の意義及び必要性を併せて判断し、右に前科等にかかわる事実を公表されない法的利益がこれを公表する理由に優越するときは、右の者は、その公表によって被った精神的苦痛の賠償を求めることができる」として、慰謝料50万円を認めた原審を認容し、上告を棄却した。

- ・東京地判平成7年5月19日（判時1550号49頁）

小説「名もなき道を」につき、「一般読者をして小説全体が作者の芸術的創造力の生み出した創作であって虚構であると受け取られるに至っている場合には、名誉・プライバシー侵害」とはならないとし、「實在人物の行為・性格がそのまま叙述されていて

真実であると受け取る読み方をすることはないと考えられる」とした。

- ・大阪高判平成9年10月8日（判時1631号80頁）

小説「捜査一課長」につき、「本件小説は、素材事実と虚構事実が渾然一体となり、その演繹の事実として、一般読者に対し、モデルとされた者が『甲山事件』をモデルとする本件小説の殺人事件の犯人であり、ひいては『甲山事件』の犯人であるとの印象を与え、右事実をその骨格的要素として摘示することにより、モデルとされた者の社会的評価を低下させ、その名誉を侵害するものである」として、約80万円の損害賠償を認めた。

- ・東京地判平成11年6月22日（判時1691号91頁）、最高裁平成14年9月24日（判時1802号60頁）

小説「石に泳ぐ魚」につき、「読者にとって、右の記述が、モデルに関わる現実の事実であるか、作者が創作した虚構の事実であるかを截然と区別することができない場合においては、小説中の登場人物についての記述がモデルの名誉を毀損し、モデルのプライバシー及び名誉感情を侵害する場合がある」として、名誉毀損等の成立を認めた。

(2) 考慮要素

a) 登場人物と実在人物との同定可能性

著名ではなくても、実在人物を想起させる表現がなされれば、必ずその人物の周囲の一定の人間はその人物を想起するものであるから、同定可能性の要件は満たされる。

b) 創作性・虚構性と社会的評価の低下

一般的に、社会的評価の低下があったか否かは問われない。

2 プライバシー侵害の判断基準

(1) 個別的利益衡量説

(2) 区別説

- ・プライバシー侵害では、真実性の証明が言論を正当化することにはならず、一旦侵害されたプライバシーの回復が不可能であること、プライバシー侵害では市場の自由競争での自力救済手段を持ち得ないこと、一般的に価値が高くない性質の言論であることなどを根拠に、プライバシー侵害を名誉毀損の言論よりも厳しく制限すべきとする説も有力。
- ・①表現行為が社会の正当な関心事であること、②その表現内容表現方法が不当なものでないことの要件が満たされる場合には、表現行為は違法性を欠き、プライバシー侵害とはならない（竹田稔）。

以上